

共済積立貯金の解約をお願いします

組合員の資格を喪失する場合は、令和7年3月17日(当組合提出期限)までに「[貯金払戻\(解約\)請求書](#)」を所属所の共済事務担当課へ提出をお願いします。

印鑑が相違している場合は解約できませんので、請求書には必ず[届出印](#)を使用してください。
また、非課税貯蓄を適用している方は、「[非課税貯蓄廃止申告書](#)」の提出もお願いします。